

į.	区 分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	問合せ先等		
手门	帳の申請	身体障害者福祉法(18歳未満の方は児童福祉法)による援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。	知的障害者更生相談所(18 歳未満の方は児童相談所)で判定を受けて、療育手帳が交付されます。	一定の精神障がいがあり、長期に わたって日常生活・社会生活への制 約(障がい)がある方に精神障害者 保健福祉手帳が交付されます。	問合せ:福祉課 福祉推進係 (写真、印鑑、診断書等が 必要です。)		
		日常生活用具には、次のようなものがあります。					
福	日常生活用 具の給付等	(視)盲人用時計、歩行時間延長信号機用小型は 受信装置、人工内耳用電池等(肢)特殊寝台、特 (内)透析液加温器、ストマ用装具等					
祉		日常生活用具給付事業は、日常生活用具の価格にますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況					
用	補装具の 交付・修理	補装具には、次のようなものがあります。(障がいる					
月		(視)盲人安全つえ、義眼、めがね等(聴)補 聴器等(肢)義肢、車いす、歩行器等					
		原則として定率1割負担となっていますが、 日常生活用具同様に月額自己負担上限額が 設けられています。					
医療費助	自立支援 医療	身体障がいのある方が知事の指定を受けた 医療機関で、障がいの軽減や機能回復のため に受けた医療費の9割が医療保険と公費で負 担される制度です。 ・更生医療:心臓ペースメーカー埋め込み術、 (18歳以上) 人工透析など ・育成医療:口唇口蓋裂手術、心臓手術など (18歳未満)		精神障がいのある方が、精神科の 病気で病院に通院した場合に、その 医療費の9割が医療保険と公費で 負担される制度です。(精神通院公 費) 問合せ:福祉課 福祉推進係			
成	特別医療	身障1・2級手帳所持者、療育手帳(A)所持者 手帳所持者の医療費を公費負担します。ただし、					
	心身障がい者 医療費助成	身障3・4級手帳所持者、療育手帳(B)所持者 分の1を助成します。ただし市町村民税非課税世					
	ンフルザ 防接種費助成	年度内に満16歳から64歳になる方で、身障1 持者のインフルエンザ予防接種費の半額(上限1					
作	業所通所 • 通院助成	障がいの治療又は社会適応訓練を目的に通際 ①身体障害者手帳所持者で人工透析療法を受神通院されている方。 ②身体障害者手帳、療育手帳所持者または精神					
タ・	クシー助成	身体障害者手帳1・2級所持者に月額1,000円					
	がい者自動車運 免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 度で助成します。(免許取得後1年以内の申請に					
	本障がい者用自 車改造費助成	上肢、下肢または体幹機能障がいのある方等の社会参加や就労支援の促進のため、自動車の操行装置等の改造に係る費用のうち、10万円を限度で助成します。					
	覚障がい者 思疎通支援	聴覚障がいのある方等と健聴者との意思疎 通を仲介するため、手話通訳者、要約筆記者 等を派遣します。			申込先:鳥取県中部聴覚 障がい者センター FAX27-2360 TEL27-2355 問合せ:福祉課 福祉推進係		
日	中一時支援	障がいのある児童(者)の日中活動の場を確保率1割負担となっていますが、本人又は世帯員の					
移!	動支援	ガイドヘルパーの派遣など、屋外での移動が 負担となっていますが、本人又は世帯員の町民利					
相	談 支 援	○中部障がい者地域生活センター 所在地: 福祉サービス情報提供、助言、利用援助、社会○障害者就業・生活支援センターくらよし 所在地	問合せ:福祉課 福祉推進係				
10	их Д 1 Д	地域の中で安心して働き、意欲的に自立した生 〇相談支援センター サポート りんくす 所在地 障がいのある子どもさんのための福祉サービス					

区 分		身体障が	いのある方	知的	り 障:	がいのある方		精神障がいのある方	問合せ先等
	障がいのある方が、地域の中で安心して暮らせるよう在宅でのサービスを充実させ、社会参加を促進します。								
	事業		内容		事業			内容	
	介護給付サービス	療養介護	医療機関で機能訓練、療養 を行います。	上の介護等	介 サ 護	施設入所支援		引や休日に居住の場を提供し、日常生 ご支援します。	サービスを受けるには、障がい福祉サービスの支給 決定を受け、各サービスの 提供事業者と契約を締結 する必要があります。 日常生活動や集団生活へ の適応の指導を行いま す。 問合せ:福祉課 福祉推進係
		生活介護	入浴、排泄、食事の介護等 の支援を行います。	日常生活上	介護給付	短期入所		设への短期入所により、入浴、排泄、食 つ介護などを行います。	
在宅支援		ホームヘルプ	自宅で、入浴、排泄、食事の 行います。	り介護などを	訓練等給付	自立訓練		成生活が営めるよう、リハビリテーション 後能訓練を行います。	
サービス		重度訪問介護	自宅で、入浴、排泄、食事の 時の移動支援などを行います			就労移行支援		だに必要な知識及び能力向上のために 要な訓練を行います。	
		行動援護	行動上の危険回避支援や外 います。	出支援を行		就労継続支援		場の提供とともに知識及び能力向上のこと必要な訓練を行います。	
		同行援護	視覚障害の方の移動に必 供、援護等の外出支援を行い		ビス	グループホーム		レープホームにおいて、相談その他日 E活の支援を行います。	
		重度障害者等	居宅介護など複数のサービ に行います。	ごスを包括的	児 給	児童発達支援等		常生活動や集団生活への適応の指導・行います。	
		包括支援			里 17	村 50至50~2人1人 5			
能・日常生活・職業に		が入所・通所して身体機系る訓練をしたり、治療・擁 がいに応じた各種の施設 グループホーム等	知的障がいのある方が人所・迪所して、 日常生活をおくるための支援や、職業に係 る訓練を受ける場として、各種の施設があ ります		施設入所支援施設、グループホ	問合せ:(18 歳未満) 倉吉児童相談所 TEL23-1141 (18 歳以上)			

サービス・制度等

	区	<u>ノ</u> 分			<u>リスマナ</u> 体 障 が い	 のある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	問合せ先等		
							リー・パー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー	415 H FF 30 0 00 00 00	174 035 4		
旅客運	JR· 急行· 鉄道	_		割引乗車券の種類	普通乗車券定期乗車券	第2種障がい者は単独で乗車する場合 5 割引 第1種の方及び 12 歳未満で第 2 種の方の介護者が乗車する場合 5割引			第1種及び第2種の区分 は身体障害者手帳の記載 による。		
賃		-			急行券	回数乗車券 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引 急 行 巻					
の		_			(特急を除く)	第1種が単独又は介護者とどもに乗車する場合双方5割51 を除く)					
割				取扱区間	る場合は片道	ド帳・療育手帳をお持て 100キロメートルを超え 者と乗車する場合、区間					
引	バ	;	ス	身体障害 (バス介護表 身体障害	問合せ:日ノ丸自動車 日本交通						
			:售						問合せ:ANA		
솪	空	運 1			方のみ割引対	-			からだの不自由な		
7976	航空運		~	※割引は国	内定期航空路線に限られます。				方の相談デスク		
									TEL0120-029-377		
タ	ク	シ -	_	示額の10%	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗車した区間について、運賃がメーター表 示額の10%引きとなります。 ※割引は県内タクシー会社に限られます。						
_	料道 料金	道路の通 身体障害者手帳をお持ちの方本人が運転する場合は、約5割引きになります。 第1種の身体障害者手帳又は A 判定の療育手帳をお持ちの方が乗車し、その移動のために 介護者が運転する場合は、約5割引きとなります。					問合せ:福祉課 福祉推進係				
携	帯	月々の基本使用料の割引 会社によっては、通話料や各種サービスの月額使用料が割引となったり、新規契約時の事務手数料、名義変更手数料が無料とたことがあります。					手数料、名義変更手数料が無料となる	問合せ:各携帯会社			
		(全額免除の対象世帯) ①生活保護世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で市町村民税非課税世帯 (半額免除の対象世帯) ①視覚・聴覚障がいのある方が世帯主の世帯 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ての方が世帯主の世帯 ③特別項症から第1款症の戦傷病者手帳を所持する方が世帯主の世帯(各世帯とも世帯主が受信契約者)						前神障害者保健福祉手帳1級をお持ち	問合せ:福祉課 福祉推進係 NHK視聴者コールセンター TEL0570-077-077		
障	国民年金に加入している期間中に、かかった病気やけがにより、障がい者になった場合に支給されます。また、20歳前いても20歳から支給されます。 ただし、20歳前の障がいによって障害基礎年金を受けている本人に一定額以上の所得があるときは、年金の支給が停息 ※年金額・・・・・受給者に18歳未満の子または20歳未満の障がいのある子があるときは、加算があります。 1級 年額 972,250 円 2級 年額 777,800 円 (注)手帳の等級とは異なる基準で認定されますので、障がい基礎年金の1級、2級は、身体障害者手帳や療育手帳、精神福祉手帳の等級とは異なります。						ときは、年金の支給が停止されます。 あります。	問合せ:町民課 町民環境係 TEL43-3505 倉吉年金事務所 TEL26-5311			
特別	特別障害者手当			※特別障害 【特別障害者	問合せ:福祉課 福祉推進係						
障	害児	福祉	・重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に対し、月額27,980円が支給されます。 【障害児福祉手当】 ・重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方に対し、月額15,220円が支給されます。						中部県民福祉局 共生社会推進課 TEL23-3125		
特別	削児童	[扶養	手当	【特別児童技 (注)手帳の	問合せ:町民課 子ども支援室 TEL43-3505 鳥取県 障がい福祉課 TEL0857-26-7154						
_	身障 共済		害者扶 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 加入対象者:①~③の保護者 ①身障手帳1~3級所持者②療育手帳A、B所持者③精神手帳1、2級所持者 月額保険料:保護者の加入時年齢により異なります。								